

平成23年8月9日

本日の神戸地裁判決について

放送受信料の支払督促への異議訴訟で、神戸地方裁判所は、本日、NHKの主張を認め、相手方に対して請求額全額の支払いを命ずる逆転勝訴判決を言い渡しました。

【NHKコメント】

本日の判決は、神戸簡裁の一審判決を取り消し、NHKの主張を認めた適切な判決であると受けとめています。

NHKとしては、今後も、受信料の公平負担の徹底に努めてまいります。

【今回の異議訴訟等の経緯】

- ・ 平成22年7月16日、NHKが神戸簡裁に放送受信料の支払督促の申立てを行い、その異議訴訟として始まりました。
- ・ 平成23年1月27日、神戸簡裁がNHKの請求を棄却したため、2月4日にNHKが控訴し、4月19日から神戸地裁において控訴審が行われていたものです。